# ID:　248

## 担当部署:　総務課

|  |  |
| --- | --- |
| **処分の概要** | 地縁による団体の規約の変更の認可 |
| **法令名****根拠条項** | 地方自治法　第260条の3第2項 |
| **法令番号** | 昭和22年法律第67号 |
| 【基準】　法第260条の3の規定による。第260条の3　認可地縁団体の規約は、総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。2　前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。 |
| **標準処理期間** | 20日 |
| 備考 |  |
|  |
| **設定年月日** | 平成27年10月1日 | **最終変更年月日** | 　年　　月　　日 |